

新規保有時以外における情報保護評価

1 新規保有時以外における情報保護評価の分類

		しきい値評価	重点項目評価	全項目評価
再評価	変更前の再評価	必要なし	<ul style="list-style-type: none"> ・重要な変更（※が付された評価書の項目の変更の場合に必要 ・※が付された評価書の項目でも、軽微な変更等（誤字・脱字、組織の名称又は所在地の変更、法令名又は条文番号の変更、プライバシーリスクを明らかに軽減・縮小させる変更）は必要なし 	
	五年ごと再評価	必要		
修正	探知後速やかな修正	漏えい等事故が起きた場合に必要	<ul style="list-style-type: none"> ・重要な変更にあたらない変更（以下の変更）の場合に必要 ①※が付された評価書の項目以外の変更の場合 ②※が付された評価書の項目のうち、軽微な変更等（誤字・脱字、組織の名称又は所在地の変更、法令名又は条文番号の変更、プライバシーリスクを明らかに軽減・縮小させる変更）の場合 ・委員会に提出の上、公表する必要あり（その上で委員会が抽出点検する）。 ・可能な限り、変更後速やかに。 ・<u>少なくとも一年に一度は見直し（確認）を実施。</u> 	
	少なくとも一年ごとの確認・修正	漏えい等事故以外の変更の場合に必要		
	変更前の修正	必要なし	<p><行政機関のみ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前通知事項の変更の場合に必要 	

2 重要な変更事項

- ・ 重点項目評価書中の※項目は、以下の通り。
 - ✓ 表紙：
 - ・ 個人番号を利用する法令上の根拠
 - ・ 情報提供ネットワークシステムによる情報連携の有無及び法令上の根拠
 - ✓ II：
 - ・ ファイルの種類
 - ・ 対象者の範囲（本人の範囲）
 - ・ 記録される主な項目

- ・ 利用目的
- ・ 入手元
- ・ 委託の有無
- ・ 再委託の有無
- ・ 保管場所
- ✓ III : 全て

- ・ 全項目評価書中の※項目は、以下の通り。
 - ✓ 表紙：
 - ・ 個人番号を利用する法令上の根拠
 - ・ 情報提供ネットワークシステムによる情報連携の有無及び法令上の根拠
 - ✓ I :
 - ・ 業務の内容
 - ✓ II :
 - ・ ファイルの種類
 - ・ 対象者の範囲（本人の範囲）
 - ・ 記録される主な項目
 - ・ 利用目的
 - ・ 利用部署
 - ・ 利用方法
 - ・ 情報の突合
 - ・ 情報の統計分析
 - ・ 権利利益に影響を与えうる決定
 - ・ 入手元
 - ・ 委託の有無
 - ・ 委託先に提供する情報の対象者の範囲
 - ・ 再委託の有無
 - ・ 保管場所
 - ✓ III : 全て
 - ✓ IV : 全て